㈢　㈡について、対象空港周辺地域の上空において小型無人機等の飛行を行おうとする者は、管轄する都道府県公安委員会等及びその施設の管理者に通報しなければならないこととした。（第一〇条第三項関係）

4　対象空港の安全の確保のための措置

㈠　対象空港の施設管理者は、3の㈠又は㈢に違反して飛行する小型無人機又は特定航空用機器の有無及びその所在を把握するために必要な巡視その他の措置を国土交通大臣が警察庁長官に協議して定めるところによりとることとするとともに、3の㈠又は㈢に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該対象空港における滑走路の閉鎖等の措置をとることとした。（第一一条第四項関係）

㈡　対象空港の施設管理者は、3の㈠又は㈢に違反して小型無人機等の飛行（対象空港及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。）が行われていると認められる場合には、対象空港及びその指定敷地等の上空からの退去その他の当該対象空港に対する危険を未然に防止するために必要なものとして国土交通省令で定める措置をとることを自ら命じ、又は国土交通省令で定めるところにより指定した職員若しくは国土交通省令で定めるところにより委任した者に命じさせることができることとするとともに、命令に係る措置が困難なときは、当該小型無人機等の飛行の妨害等の措置を自らとり、又はその指定した職員若しくは委任した者にとらせることができることとした。ただし、当該対象空港及びその指定敷地等の外側及びその上空においては、警察官等がその場にいない場合において、国土交通大臣が警察庁長官等に協議して定めるところにより行うときに限ることとした。（第一一条第五項関係）

㈢　㈡の職務を執行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならないこととした。（第一一条第六項関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（法律第六二号）（国土交通省）

一　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正関係

1　基本方針

㈠　国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第三条関係）

㈡　基本方針においては、マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項、マンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針（以下「マンション管理適正化指針」という。）に関する事項等を定めることとした。（第三条関係）

2　マンション管理適正化推進計画

㈠　都道府県（市の区域内にあっては当該市、町村であってマンション管理適正化推進行政事務（2から4までに基づく事務であって都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下同じ。）を処理する町村の区域内にあっては当該町村。以下「都道府県等」という。）は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための計画（以下「マンション管理適正化推進計画」という。）を作成することができることとした。（第三条の二関係）

㈡　マンション管理適正化推進計画においては、当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標、同区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために当該都道府県等が講ずる措置に関する事項、同区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（以下「都道府県等マンション管理適正化指針」という。）に関する事項等を定めることとした。（第三条の二関係）

㈢　都道府県等は、マンション管理適正化推進計画の作成及びマンション管理適正化推進計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理業者その他の関係者に対し、調査を実施するため必要な協力を求めることができることとした。（第三条の二関係）

㈣　地方住宅供給公社（以下「公社」という。）は、マンション管理適正化推進計画に公社によるマンション（建設後国土交通省令で定める期間を経過したものに限る。）の修繕その他の管理に関する事業の実施に関する事項が定められた場合には、当該都道府県等の区域内において、委託により、当該マンションの修繕その他の管理の業務を行うことができることとした。（第三条の三関係）

3　管理組合の管理者等に対する助言、指導等

㈠　管理組合は、マンション管理適正化指針（管理組合がマンション管理適正化推進計画が作成されている都道府県等の区域内にある場合にあっては、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針。㈡及び㈢において同じ。）の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

㈡　都道府県等は、マンション管理適正化指針に即し、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができることとした。（第五条の二関係）

㈢　都道府県知事（市又はマンション管理適正化推進行政事務を処理する町村の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）は、管理組合の運営がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは、当該管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管理を行うよう勧告することができることとした。（第五条の二関係）

4　管理計画の認定等

㈠　管理組合の管理者等は、マンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）を作成し、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長（以下「計画作成都道府県知事等」という。）の認定を申請できることとし、当該認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととした。（第五条の三及び第五条の六関係）

㈡　計画作成都道府県知事等は、認定を受けた者（以下「認定管理者等」という。）に対し、報告の徴収、改善命令及び認定の取消しを行うことができることとした。（第五条の八～第五条の一〇関係）

㈢　管理計画認定マンションの特例

(1)　公社は、委託により、認定を受けた管理計画に係るマンション（以下「管理計画認定マンション」という。）の修繕に関する業務を行うことができることとした。（第五条の一一関係）

(2)　管理計画認定マンションの区分所有者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第一〇条に規定する認定計画実施者である場合は、当該区分所有者から同法第九条第一項に規定する計画の認定に基づく地位を承継しようとする者は、所管行政庁に届け出て、当該地位を承継することができることとした。（第五条の一二関係）

5　マンション管理業

㈠　マンション管理業者による管理受託契約の重要事項説明について、認定管理者等から説明を要しない旨の意思表明があった場合は、書面の交付のみをもって足りることとした。（第七二条関係）

㈡　管理受託契約の締結前及び締結時におけるマンション管理業者による書面の交付を電子的方法によることができることとした。（第七二条及び第七三条関係）